

第 4 章 都市づくりの基本理念・目標

1. 都市づくりの基本理念

国勢調査による本市の総人口は、平成 17 年の 288,538 人をピークに減少し、同時に少子高齢化も進展しており、これらの状況は、都市づくりにおいて新たな局面を迎えたことを示しています。

そのような状況下においても、市民の幸せな暮らしを実現し、守り続けていくためには、築き上げてきたものを礎に、持続し発展し続けるまちの実現に向けて、市民の生活を支える生活環境の充実や地域経済の活性化を図りながら、市民の暮らし、市民の心の豊かさを高めていく「まちづくり」を進めなければなりません。

本市は、白砂青松の面影を伝える海岸や緑豊かな山林、古くから地域の生活を支えてきた清流など多様で豊かな自然とともに、歴史的背景に裏付けされた文化や伝統を引き継ぎながら地域のコミュニティや絆をはぐくみ、自治意識の高い市民風土が根付く格調高き都市として成長してきました。

そして、これらを土台として各地域が持つ長い歴史の中で、高速道路や鉄道、海上アクセスなどの交通インフラ・ネットワーク、大学や短期大学などの高等教育機関、大学病院などの医療機関、国や県の公共施設など県都としての都市機能が集積されるとともに、商工業に加え、農林水産業も有するバランスのとれた産業構造を築いてきました。

少子高齢化を伴う人口減少の進展、インフラの老朽化など社会が成熟したが故の課題が突きつけられている中、これまで歩んできた長い歴史の中で、はぐくまれ受け継がれてきた本市の強みに更に磨きをかけ、誰もが幸せに暮らすことができる魅力あふれるまちにしていかなければなりません。

これらの考え方を踏まえ、『安全・安心な環境で、子供から高齢者まで全ての世代が「住む」、「働く・学ぶ」、「遊ぶ」といった日常生活を快適で健康的に過ごすことができ、県都の特長を活かした活発な交流を図るとともに、将来にわたって持続可能である都市づくりを行う』ということを都市づくりの基本理念とし、都市づくりのテーマを以下のとおり設定します。

都市づくりのテーマ

安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり

～ 県都の特長を活かした活発な交流と笑顔あふれる暮らしの実現 ～

2. 都市づくりの目標

前述した都市づくりのテーマ『安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり』を目指し、具体的な都市づくりの目標を以下に示します。

目標1:持続可能な都市の形成

少子高齢化を伴う人口減少による税収減を見越し、持続可能な都市の形成ができるように、立地適正化計画による誘導を行い、津市の規模に合った適正な集約型都市構造を構築します。

適正(規模・配置)

- ❖ 居住地の中心に位置する鉄道駅などを中心とした拠点周辺に都市機能の集積を図ります
- ❖ 移動利便性が確保されている地域に、居住の誘導や施設の誘導を図ります
- ❖ メリハリのある公共投資により、持続可能な都市づくりを行います

目標2:都市防災力の強化

災害リスクに対応できる都市構造を目指した土地利用と都市施設の誘導を行うとともに、命を守るための施策を進めます。

安全・安心

- ❖ 命を守るための施設整備（海岸堤防等）や施策を進めるなど、災害リスクに対する機能強化を図ります
- ❖ 災害リスクを有する地域に対する適切な情報提供を図り、安心して暮らせる市街地の形成を図ります
- ❖ 防災拠点については、災害リスクに配慮し、機能強化を図ります

目標3:定住促進と活力の強化

土地利用の見直しや各種都市計画制度の活用により、安心して暮らせる生活利便性の高い居住地の形成や雇用場所の確保を進めるとともに、交流人口の増加を図ります。

魅力・活力

- ❖ 空き家などの既存ストックを有効活用し、良好な住宅地の形成を図ります
- ❖ 魅力的な雇用の場の創出に向け、新たな産業基盤の創出を図ります
- ❖ 市街地については、利便性やにぎわいを高めるための土地利用の見直しや施設整備などにより魅力向上を図ります
- ❖ 田園、山、川、海、歴史・文化など、地域特有の魅力を活かすとともに、環境の維持・保全を図ります
- ❖ 美術館や博物館などの県都ならではの施設や、スポーツ施設などを活用したまちづくりにより、交流人口の増加を図ります
- ❖ 教育施設周辺の安全な基盤整備（通学路の整備等）の推進など、望まれる教育環境の確保を図ります
- ❖ 津インターチェンジ周辺と津なぎさまちについては、交流拠点としての魅力向上や、圏域内外との交流機能の充実に努めます

目標4:快適で健康的な暮らしができるまちづくり

都市機能や生活機能、居住機能が集積した集約型の快適で健康的な暮らしができるまちづくりを行います。

快適・便利

- ❖ 都市や地域の拠点周辺において、歩行者や自転車の安全確保を図ります
- ❖ 移動利便性の高い拠点を中心に、居住を促進する都市機能を確保します
- ❖ 快適な交通環境の確保のため、適正な道路網の形成を図ります
- ❖ 市民の移動を支えるための公共交通ネットワークを確保します
- ❖ 緑地の保全・活用を図り、潤いのあるまちづくりを進めます
- ❖ 憩いや交流の場として、子育て世代から高齢者まで誰もが利用できる公園の維持管理や再整備を図ります

3. 計画の体系

